



羽生市監査告示第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年11月26日

羽生市代表監査委員 渡 邊 義 弘

1. 措置を講じた部課
まちづくり部 建設課
2. 監査結果報告日
令和3年11月8日（羽監発第94号）
3. 措置通知受理日
令和3年11月17日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>令和元年度と2年度の随意契約において、一つの業務を分割し少額随意契約として契約を締結している業務が認められた。</p> <p>令和3年度から改善されているが、本来、契約は競争入札が原則であり、故意に分割して随意契約とすることは、地方自治法施行令及び羽生市契約規則に抵触している。</p> <p>今後このような事の無いよう、十分に注意し、引き続き組織として改善に努められたい。</p>	<p>令和3年度からは、業務の分割による少額随意契約は行っていないが、今後も引き続き、競争による契約締結を行うことを意識し、さらなる改善に努めていきたい。</p>



羽生市監査告示第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年12月13日

羽生市代表監査委員 渡 邊 義 弘

1. 措置を講じた部課
生涯学習部 生涯学習課
2. 監査結果報告日
令和3年11月8日（羽監発第95号）
3. 措置通知受理日
令和3年12月8日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>一部の公民館において、随意契約締結のため各指名業者から徴取した見積書に、金額以外の項目が同一となっているものが認められた。</p> <p>見積書は、各指名業者が独自に作成しており、同形式の見積書が提出されるということは不自然な印象を受け、改善されたい。</p> <p>本来、契約は競争入札が原則であり、随意契約は特別な事由による特例事項であることに留意し、見積徴取には十分注意して対応するよう努められたい。</p>	<p>今後、随意契約を執行する際は、見積指名通知書に「羽生市契約規則及び羽生市競争入札参加者心得に従うこと」を明記することを徹底し、見積指名業者に対し、契約事務の公正性及び透明性を保持してまいります。</p> <p>また、見積徴取にあたっては、見積書その他の提出書類の記載内容等を十分確認し、疑念を持たれることの無いよう適正に執行してまいります。</p>